

[平成18年 第4回定例会]-[12月14日-05号]-P. 197

◎20番 (青山圭一) おはようございます。総務委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。(資料編21ページ参照)

初めは、議案第171号、川崎市パブリックコメント手続条例の制定についてであります。委員会では委員から、過去のパブリックコメント手続の実施状況について質疑があり、理事者から、平成17年度は条例に関するものが8件、計画等に関するものが10件の計18件についてパブリックコメントを実施した。実施した18件に対する意見の件数としては、100件以上意見があった案件が2件、50件以上100件未満が3件、10件以上50件未満が3件、10件未満が10件であった。また、パブリックコメントの市民に対する公表方法として、ホームページの掲載のほか、各区役所、市民館、図書館などの公共施設に資料を設置し、公表を行った事例もあるとの答弁がありました。

次に委員から、パブリックコメント手続の実施対象について質疑があり、理事者から、本条例のパブリックコメント手続の対象は、行政計画や条例等である。条例等の定義としては、議会に提出される議案そのものではなく、議案として提出される前の段階の条例案である。また、パブリックコメントの基本的な対象は、本市の政策等を策定する場合であるため、市内における神奈川県所有の施設の利用方法など、いわゆる県や国の政策は対象にならないが、都市計画決定の際には、その手続の中で地域の住民の意見を聞いていくことになるため、神奈川県とかがかわる場合については、こうした住民の声が県に伝えられていくとの答弁がありました。

次に委員から、パブリックコメントの実施結果に対する考え方について質疑があり、理事者から、パブリックコメント手続は、市の政策にかかわる条例など、条例案策定の段階において、市民に意見を求めることで、よりよい条例案を策定するための手法であるため、パブリックコメントの実施結果を考慮するとともに、条例案等を策定する行政としての責任において、適切に判断していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、パブリックコメント手続の意見提出期間が、公表の日から起算して30日以上必要とされており、国の法改正に伴う条例の改正など、法律の成立日と施行期日が短期間である場合などは、本条例第5条において、パブリックコメント手続の実施義務の免除が規定されているが、その考え方について質疑があり、理事者から、国の法改正に伴う条例の改正など、法律の成立日と施行期日が短期間である場合、パブリックコメント手続の実施義務の免除が規定されているが、パブリックコメント手続の実施を考慮した条例改正の事務手続のスケジュールづくりを策定機関に対して協力を求め、パブリックコメントの実施に努めたいとの答弁がありました。

そこで委員から、パブリックコメント手続の実施義務の免除規定により実施されない案件については、市民に理由を公表する配慮をお願いしたい。また、条例改正に伴う制度変更に対する事前の意見集約や周知が十分になされないことから、対象となる市民に不利益となる場合もあるため、本条例の運用に当たっては、市民への情報公開を十分配慮していただきたいとの要望がありました。

次に委員から、条例第11条の公表方法では、インターネットによる公表が主な方法であるものと理解するが、インターネット以外の公表方法及びパソコンの世帯普及率に対する

認識について質疑があり、理事者から、総務省からの資料によると、近年のインターネットの利用率は全国的に高いものの、パソコンの世帯普及率は、必ずしも同様の水準であるとは言えない状況であることから、ホームページへの掲載のほか、各区役所、市民館、図書館などの公共施設に資料を設置し、公表していく考えであるとの答弁がありました。

これに対して委員から、インターネットの活用を否定しないが、世帯におけるパソコンの普及率が必ずしも高くないことや、インターネットに掲載された公表結果を設備や技術的な問題から紙の資料として市民が得られる機会は少ないと考える。その結果、市民がパブリックコメントの公表結果の内容を得られない状況が予想されるが、インターネット以外の公表方法を条例中に明記すべきではないかとの質疑があり、理事者から、本条例では、パブリックコメントの結果の公表について、インターネットによる公表のほか、必要に応じ、策定機関の事務所等における資料の備え付け、その他の適当な方法で行うとしており、条例の解説書を作成していく中で、インターネット以外の公表の方法について明記していきたい。また、パブリックコメントを実施することにより、広く市民意見をいただき、条例や市の施策に市民意見を反映していくことがパブリックコメント本来の趣旨であり、パブリックコメント実施の市民への周知のほか、結果の公表についても、十分な配慮をしていきたいとの答弁がありました。

また委員から、市民に対する周知方法は大変重要であり、ポスターの掲載で周知するなど工夫が必要である。さらに実施結果の公表に際しては、区役所などの公共機関に市のホームページが閲覧できるパソコンを設置することや、公表結果の概要版の作成、資料の貸し出しなど、さまざまな観点から検討していただきたいとの意見がありました。

次に委員から、障害者など配慮を必要とする方々への周知方法について質疑があり、理事者から、視覚・聴覚に配慮が必要な市民に対しては、インターネットによる周知では、いわゆる読み上げソフトに対応した方法をとることや市政だより等の紙面による広報では、点字版やテープ版などを利用していただくことを考えている。また、外国人市民の方には、ルビを振ることなどで対応していきたいとの答弁がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第172号、川崎市財産条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、条例制定に対する考え方について質疑があり、理事者から、公の施設の使用料については、各施設の設置条例において規定されるものである。本条例の改正は、特定の学校の施設の使用を許可し、教育財産の目的外使用として、使用料の算定方法の特例を規定するため、本条例の改正が必要となるものであるとの答弁がありました。

次に委員から、特別開放施設について質疑があり、理事者から、特別開放施設は、社会教育施設と同程度の機能を有する学校施設であることや、市民利用により生涯学習や市民活動の振興に大きく寄与することが可能な学校施設であることなど、6つの視点から特別開放施設として位置づけるものである。今後は、学校の新設や改築の施設整備を進める中で、学校施設や地域の状況などを勘案し、6つの視点に該当する学校施設は、特別開放施設としての活用を検討していきたいとの答弁がありました。

そこで委員から、今後、学校の施設整備に当たっては、特別開放施設の設置を含め、より多くの市民が活用できるよう、施設整備の計画の段階から考慮していただきたいとの要望がありました。

次に委員から、児童生徒の優先的使用に対する考え方について質疑があり、理事者から、特別開放施設として有償で地域を含め幅広く市民に開放するが、基本的に学校施設であることから、学校利用を最優先すべきものと考えている。そのため、犬蔵中学校の格技室の場合、部活動などの利用も考慮し、平日の夜間利用では、部活動の終了が見込まれる午後6時から午後9時半までとするなど、各特別開放施設とも平日や土日も含め、児童生徒の優先的な利用を考慮した使用方法を検討しているとの答弁がありました。

次に委員から、特別開放施設の使用に伴う管理責任について質疑があり、理事者から、特別開放施設の管理は、基本的には、学校施設であることから当該学校が行っている。特別開放施設の使用に伴う管理責任については、教育施設の目的外使用による有償使用であることから、管理責任は教育委員会が直接的に負うものと考えているとの答弁がありました。

次に委員から、学校施設を有償で貸し出しを行う考え方について質疑があり、理事者から、学校施設開放事業における使用可能な市民は、実態として当該学校の学区の方に限られていたが、特別開放施設として有償で学校施設を開放することにより、学区外の方も含めた、より幅広い市民の利用を可能としている。また、特別開放施設に位置づける学校施設を土橋小学校の多目的ホール、犬蔵中学校の格技室及び生田中学校の学校施設の一部としており、土橋小学校の多目的ホールは、防音設備を有することや鷺沼駅の近隣にあること、生田中学校の学校施設は、現在の青少年創作センターの施設で、社会教育施設として有償での市民利用を既に行っているなど、各特別開放施設において近傍同種の施設と同様の利用を見込んでいる。したがって、近傍同種の施設との利用に整合性を図る必要があり、有償で貸し出しを行うものである。なお、学校施設開放事業による学校施設の無償開放は、今後も実施していくとの答弁がありました。

次に委員から、施設使用料の設定に対する考え方について質疑があり、理事者から、施設使用料の設定に当たっては、近傍同種の施設の使用料を考慮した施設使用料を検討しているが、学校の施設利用を優先していることなど、近傍同種の施設と比較して一定の制限があるため、市民館やスポーツセンターなどの一般的な社会教育施設より安価な使用料の設定を検討しているとの答弁がありました。

次に委員から、市民への周知の状況について質疑があり、理事者から、特別開放施設として有償で貸し出しを行うことについては、利用団体やPTA、学校関係者に対する説明を行い、実施に向けた了承をいただいたと認識しているとの答弁がありました。

そこで委員から、特別開放施設として、より多くの市民の方に利用していただくためにも、施設利用に対する周知を徹底していただきたい。また、施設運営は、稼働率の問題も含め、今後、適切に実施していただきたいとの要望がありました。

次に委員から、特別開放施設と位置づけ、学校施設を有償で市民に貸し出しすることであるが、幅広い市民に利用いただくためには、むしろ、教育施設である特別開放施設を無償で市民に提供すべきであり、市民の理解は得られないと考える。また、今後、他の学校施設にも特別開放施設を拡大していくことで、市民サービスの低下が懸念される。よって、本議案には賛同できないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第176号、川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例の制定についてで

ありますが、委員会では委員から、昨年度の来館者数について質疑があり、理事者から、岡本太郎美術館の平成17年度の来館者総数は7万3,064名で、65歳以上の方は8,830名である。そのうち、市外からの来館者がおおむね6割と認識しているとの答弁がありました。

次に委員から、本条例の改正により見込まれる、市外在住の65歳以上の方が支払う年間観覧料について質疑があり、理事者から、市外在住の65歳以上の方の常設展における観覧料は、大学生と同額の300円となることなどから、常設展のほか企画展の観覧料を含め、年間約350万円の収入を見込んでいるとの答弁がありました。

次に委員から、企画展の開催数について質疑があり、理事者から、企画展は年間約4回開催しており、平成17年度は、「明日の神話展」や「岡本太郎記念現代芸術大賞展」など4回開催している。今年度も4回の開催を予定しており、既に開催した「ウルトラマン伝説展」など、より魅力ある企画展を開催していきたいとの答弁がありました。

そこで委員から、企画展も含め、常設展についても観覧料を徴収する上で、今後も来館者にとって、より魅力のある充実した内容にしていくよう努めていただきたいとの要望がありました。

次に委員から、川崎の特色ある施設として、市外からも多くの方が来館されており、地域経済の活性化に寄与していると考えます。また、文化は国民の共有の財産であるとの観点も含め、市内外の65歳以上の高齢者の観覧料を区別する必要はないものと考えます。よって、本議案には賛成できないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第177号、川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、過去3年間のプラネタリウムの来館者数について質疑があり、理事者から、青少年科学館のプラネタリウムの来館者数は、平成15年度5万4,354名、平成16年度6万4,076名、平成17年度8万5,436名となっており、約6割が市外からの来館者と認識しているとの答弁がありました。

次に委員から、本条例の改正により見込まれる、市外在住の65歳以上の方が支払う年間観覧料について質疑があり、理事者から、プラネタリウムの普通投影で市外在住の65歳以上の方の観覧者数を4,800人と推定すると、年間約48万円の収入が見込まれる。なお、普通投影のほか、特別投影を企画することにより、年間観覧料の増収を見込んでいるとの答弁がありました。

次に委員から、青少年科学館の建てかえに対する考え方について質疑があり、理事者から、青少年科学館は、昭和46年にプラネタリウム館が、昭和57年に本館がそれぞれ開館したものである。青少年科学館の建てかえについては、現在、生田緑地内での建てかえ場所を検討しており、今年度内には場所を決定し、早期建てかえに努めたい。また、青少年科学館の常設展は、開館以来のものであることから、建てかえに合わせて、魅力ある展示物に見直していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、市外在住の65歳以上の方に、新たに観覧料の負担を求めることになるが、市外在住の方も含め、来館を希望する方が多い施設であることは明確であり、地域経済の活性化などの観点から、本議案には賛成できないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第178号、川崎市青少年創作センター条例を廃止する条例の制定についてであ

ります。委員会では委員から、青少年創作センターを生田中学校の学校施設に用途変更した理由について質疑があり、理事者から、青少年創作センターのあり方については、平成17年6月に、利用団体や地域代表など市民を中心に設置した青少年創作センターのあり方検討協議会において検討がなされてきた。その後、青少年教育施設としての本質を維持しながら、創作活動を通じて、幅広い市民を対象とした施設として有効活用していくことが望ましいとの報告をあり方検討協議会から受け、平成18年5月に市内に設置した有効活用検討委員会において検討した結果、学校に隣接していることや、地域の方にも幅広く利用可能である施設であることなどから、生田中学校の学校施設として用途変更することが最良であると判断したとの答弁がありました。

また委員から、過去に社会教育施設を学校施設に用途変更した事例について質疑があり、理事者から、学校施設の機能を生かした学校施設の有効活用の一環として、デイケアセンターなどを学校施設に入れている事例はあるものの、社会教育施設を学校施設に用途変更した事例はないものと認識しているとの答弁がありました。

そこで委員から、青少年創作センターが効率よく使用されていなかった結果として、今回、条例の廃止となることから、青少年創作センターの設置当初の計画に問題があったと言わざるを得ない。今後、施設の設置を進める際は、将来的な使途も勘案し、計画的に進めていただきたいとの要望がありました。

次に委員から、学校施設に用途変更後の当該施設の位置づけについて質疑があり、理事者から、生田中学校の学校施設に用途変更後は、青少年創作センターを「生田中学校特別創作活動センター」に名称変更を行い、小規模な改修工事を行った後、平成19年7月に学校施設として供用を開始していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、施設の管理方法について質疑があり、理事者から、学校施設の管理については、地域の方に管理をお願いする学校施設の地域管理の手法を、本年度から高津中学校、久本小学校、土橋小学校の3校において導入しているが、生田中学校においても、学校施設と一体的に地域管理の手法を導入し、効率的な施設管理を行っていく。また、現在、当該施設は、社会教育施設として有料で市民が利用しており、学校施設の有効活用の観点から、社会教育施設としての利便性を生かし、特別開放施設として一定の使用料を徴収することで、市民や地域の方に利用していただくことを考えているとの答弁がありました。

そこで委員から、特別開放施設の利用方法について質疑があり、理事者から、一定の使用料を徴収することから、基本的には使用形態が市民館と同様となるが、特別開放施設は教育施設の目的外使用となるため、市民館などの利用方法であるふれあいネットによる利用は考えていない。また、学校施設であることから、セキュリティ上の課題があり、現在、特別開放施設の利用システムを検討しているところである。なお、特別開放施設の使用料については、使用に一定の制限があることから、市民館などより安価な使用料を考えているとの答弁がありました。

次に委員から、青少年創作センターの施設を学校教育の場で活用する考え方について質疑があり、理事者から、青少年創作センターが持つ文化芸術的機能を学校教育の場で積極的に活用するため、和室では、茶道や書道などの文化体験教室を、工芸室や美術室におい

ては、選択授業として芸術・美術などの科目での活用が可能であると考えている。また、近隣の小学校の総合学習の場としての活用も可能となるなど、今後も児童生徒の学習の場として、幅広く有効的に活用できると考えているとの答弁がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第179号、川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、昨年度の来園者数について質疑があり、理事者から、日本民家園の平成17年度の来園者数は9万4,901名で、そのうち65歳以上の方は1万7,281名となっており、市外からの来園者がおおむね6割と認識しているとの答弁がありました。

次に委員から、本条例の改正により見込まれる、市外在住の65歳以上の方が支払う年間入園料について質疑があり、理事者から、本条例の改正による市外在住の65歳以上の方の入園料として、年間約250万円の収入を見込んでいるとの答弁がありました。

次に委員から、日本民家園は、メディアなどを通じ、川崎の特色ある施設として認識されてきた経緯があり、市外在住の65歳以上の方に対して入園料を設定することは、市外からの来園者数を減らすものとする。よって、本議案には賛成できないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第184号、当せん金付証券発売の限度額についてであります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第191号、平成18年度川崎市一般会計補正予算であります。委員会では委員から、本補正予算では、適応指導教室運営費として、いわゆるゆうゆう広場あさおの移転に伴う経費が含まれている。移転前の当該施設は新百合ヶ丘駅前に設置されていたが、移転先は麻生中学校に隣接していることなど、通所する児童に対する影響が懸念される。移転に当たっては、児童の負担とならないよう、施設の整備にも十分配慮していただきたいとの要望がありました。

また委員から、2008年度から、75歳以上の後期高齢者の新たな保険制度が計画されており、高齢者の医療保障制度が後退するものと懸念している。本補正予算では、後期高齢者医療に関連して、医療制度改革関連事業費として、神奈川県後期高齢者医療広域連合負担金約2,700万円が計上されている。この部分については認められないが、他の補正予算については賛成するものであり、一括しての取り扱いであるため、本議案に賛成するとの意見がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。(拍手)